

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（第八十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（欠格事由）	（欠格事由）	（欠格事由）
<p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかるわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>（削る）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの</p> <p>六・八 （略）</p> <p>（登録の抹消）</p> <p>第十四条の十 連合会は、社会保険労務士が次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく、その登録を抹消しなければならない。</p> <p>一・三 （略）</p> <p>四 前号に規定するもののほか、第五条第二号から第五号まで、第七号及び第八号のいずれかに該当することとなつたことその他の理由により社会保険労務士となる資格を有しないこととなつたとき。</p>	<p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかるわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 破産者で復権を得ないもの</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの</p> <p>七・九 （略）</p> <p>（登録の抹消）</p> <p>第十四条の十 連合会は、社会保険労務士が次の各号の一に該当したときは、遅滞なく、その登録を抹消しなければならない。</p> <p>一・三 （略）</p> <p>四 前号に規定するもののほか、第五条第二号から第六号まで、第八号及び第九号の一に該当することとなつたことその他の理由により社会保険労務士となる資格を有しないこととなつたとき。</p>	

2  
(略)

2  
(略)